

令和元年度 民生福祉常任委員会行政視察報告書

1. 視察日程

令和元年5月13日（月）から 5月16日（木）まで

2. 視察先及び視察内容

(1) 島根県出雲市

① 出雲介護職魅力化プロジェクトについて

② 老老介護生活支援サービスについて

(2) 山口県防府市

防府市環境基本計画について

3. 参加者

委員長 鎌田 ちよ子

副委員長 原田 敏 匡

委員 山本 留義、工藤 祥子、東 健 而

富岡 修、浅利 竹二郎、富岡 幸夫

岡崎 健吾

4. 視察内容

◎島根県出雲市（5月14日（火））

【市の概要】

出雲市は、平成17年3月の5市町との合併、平成23年10月の1町との合併を経て、人口17万人の都市を形成している。

島根県の東部に位置し、北部は国引き神話で知られる島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地が広がっている。「神話の國 出雲」として全国に知られ、出雲大社、荒神谷遺跡、西谷墳墓群などの歴史・文化遺産と、日本海、宍道湖、斐伊川などの豊かな自然に恵まれている。

斐伊川と神戸川に育まれた豊かな出雲平野が広がる農業生産力の高い地域で、日本海沿いには多くの漁港を有し、工業は山陰有数の拠点であり、商業集積が進むなど、各産業が調和しており、同時に出雲縁結び空港、河下港、山陰自動車道と環日本海交流の機能を担う交通拠点となっている。



【調査事項】

① 出雲介護職魅力化プロジェクトについて

説明者・・・出雲市健康福祉部高齢者福祉課係長 原 田 博 之
出雲市健康福祉部高齢者福祉課主任 浅 津 智 一

【概要】

《背景・経緯》

出雲市の要介護認定者は、団塊の世代が75歳を迎える2025年には現在の約1.2倍になることが推計されている。一方、少子・高齢化の進行から、介護事業所における人材の確保・定着は全国的にも喫緊の課題となっているが、市内の介護福祉士などの有資格者も、介護事業所が必要とする人数を確保できていない実態にある。

このような状況から、市ではこれからの介護人材の確保・定着について、介護事業所や医療機関、学校の関係者で構成する「介護人材の確保・定着に係るプロジェクト会議」を開き、アンケート調査等を実施しながら課題と対応策の検討を行い、関係主体が連携した介護人材の確保・定着に向けた取組方針を定めたものである。

《出雲市内の介護業界の現状と課題》

「職員の採用と定着の状況」に関しては、正規職員・非正規職員ともに女性の割合が高く、年齢構成は正規、非正規ともに均等に構成され、60代以上は非正規を中心に多く雇用されている。介護福祉士などの有資格者では、必要な人材数が確保できておらず、資格非保有者を雇用せざるを得ない状況となっている。

市内の高校卒業後の進路は、介護関係の仕事に就職する生徒は0.8%にとどまっており、介護系の専門学校や大学への進学者数は、看護系の進学者数を大きく下回っている。

離職者は自己都合がほとんどを占めており、自己都合による離職者のうち、正規社員は33.3%、非正規社員は51.0%が1年未満に離職している。

「事業所の取り組みと課題意識」に関しては、職員研修は70%以上の事業所で実施されているが、キャリアプランの作成は3割にとどまっている。採用後の定着や職員の育成等に関する意識は低いが、経営改善や業界・自社のイメージアップの必要性に対する認識は高くなっている。

《介護人材の確保・定着に向けた方策》

介護人材の確保・定着に向けた方策については、「業界全体のイメージアップに向けた取り組み」、「人材の確保に向けた取り組み」、「人材の定着に向けた取り組み」の3つに体系化し、事業所、学校、行政機関が個別・連携しながら取り組み、介護業界全体のイメージアップと人材確保・定着を図っていく方針としている。

① 「業界全体のイメージアップに向けて」

事業所単位での取り組みとして、周辺の地域や学校と連携した開かれた事業所を目指すことや、事業所のホームページの掲載内容などを改善し、利用者及び就

職を検討する学生等にもわかりやすい情報発信を行なう。

学校での取り組みとして、オープンキャンパス等での模擬授業など、介護事業所と連携した取り組みの推進や、生徒だけではなく保護者も対象とすることで、保護者の介護分野に対する理解を深める。

関係主体が連携した取り組みとして、サービスごとの魅力や、求める人材・働く職員がどんなことに魅力ややりがいを感じ働いているのかを整理・共有する場をつくる。商業施設での一般向けの介護に関するイベントのように、関係主体が連携したPR活動を推進する。

行政主導の取り組みとして、出雲市ホームページやフェイスブックの活用など、関係主体が連携して介護の魅力を発信する仕組みをつくる。

② 「人材の確保に向けて」

事業所単位での取り組みとして、事業所と就職希望者のミスマッチを防ぎ、事業所の魅力を直接就職希望者へ伝えることのできる職場実習やインターンシップは、人材の確保や、より魅力的な事業所づくりに効果的であるため、各事業所はインターンシップや実習を受け入れる体制をつくとともに、関係機関が連携して事業所と学校とをつなぐ仕組みをつくる。

学校での取り組みとして、介護業界で意欲的に働く先輩の講演会を行うなど、生徒・学生と卒業生とが交流する機会を増やす。

行政主導の取り組みとして、UIターン者向けや中途採用者向けの就労体系支援など、就職希望者と事業所を仲介する仕組みを検討する。

③ 「人材の定着に向けて」

事業所単位での取り組みとして、職員が定着するための働きやすい職場づくりと事業所への帰属意識を育てるため、各事業所がもつ強みやどのような事業所を目指すか理念の明文化を行う。自社の理念をスタッフ一人一人に落とし込むため、必要に応じて、社会保険労務士やキャリアコンサルタントへ相談するなど、段階的に体制をつくる。子育て社員の働きやすい環境づくりや福利厚生の実施など、働きやすい環境づくりをする。

関係主体が連携した取り組みとして、若者交流会や合同研修など、新入社員や若手職員、専門学校生など、若者の交流する機会をつくる。職員のモチベーションアップや技術の向上に向けて、関係主体が連携した研修を推進する。

行政主導の取り組みとして、より魅力的な職場づくりによる人材の定着を目指し、各事業所を管理する経営者や管理者の育成を推進する。

《平成30年度介護人材の確保・定着に向けた取り組みの事業費見込み》

・ホームページによる情報発信事業費	1,353千円
・バーチャルリアリティ（VR）を使った研修事業費	549千円
・管理者向け研修会の開催事業費	30千円
・事業所見学会事業費	124千円

【主な質疑】

- Q 平成27年度の介護福祉士の採用状況は、希望人数190人に対し、採用人数138人と3割くらい足りていない。この取り組みを行って、現状の不足分である3割をどの程度まで減らしたいと考えているのか。
- A 目標となる具体的な数値は設定していないが、当然、事業所の希望する人数の100%になれば良いと思っている。
- Q 出雲市の介護職員の充足率はトップクラスにあると思うが、介護職の定着という根本的で大きい問題を解決するためには、今後どのようにしていくべきと考えているか。
- A 当地域の介護職に関する有効求人倍率は3.1倍くらいになっており、厳しい状況が続いている。介護職の魅力化について学校、事業者、行政が一緒に取り組み、また応援しながら、できることからやっていく必要があると思う。
- Q 地元介護関連の学校があれば介護職に就く方も多いと思うが、出雲市には介護関係職員を育てる学校が2校ある。この学校は介護保険制度創設の前からあったものか。
- A 介護福祉士の養成校は介護保険制度が始まる頃に開設し、看護師やリハビリテーション職等の養成校は5年ほど前に市の誘致により開設している。しかし、介護福祉士の養成校は人がどんどん集まらなくなり、定員が当初80人であったものが現在40人になり、実際の入学者は十数名に減少している状況にある。
- Q 近年、東南アジアの方が結構日本に来ているが、このような外国人の方を介護職に採用する取り組みなどはあるのか。
- A 市として取り組んでいるものはなく、実際に東南アジアの方を採用しているといった動きはあまりない。ただし、ブラジルの方は市内に3,500人くらいいるので、そのような方が介護人材に繋がっていただけるような方策も含めて、プロジェクト会議で検討したい。
- Q 介護職員の処遇改善に関連して政府も給料のアップを政策的に行っているが、事業所が政府の求める金額を支給していないという現実もあると思うがどうか。また、このことについて、市として指導することはないのか。
- A 国が何度も処遇改善加算という取り組みをしており、今までに概算で6万円くらいのベースアップに繋がったと思われるが、事業所が持ち出しをしないと難しいものと思っている。また、職員のためには加算してほしいと思うが、一方で、加算した分が利用者の負担増になるので難しいところもあり、やはり強制できるものではないというところが実態である。
- Q 介護の現場で働いてきた体験から、良い人間関係、しっかりした経営者のいる職場は、選ばれる職場になると思っている。この取り組みにある管理者向けと経営者向けの研修について、今後どのように展開していくのか伺いたい。
- A 平成30年度に人材を育てるプロジェクトの第一弾として研修会を始めており、実施した事業者からも、もう一回やりたいという声が上がっている。今後、プ

プロジェクト会議の中で具体的に方向性を出して、進めていきたいと思っている。

② 老老介護生活支援サービスについて

説明者・・・出雲市健康福祉部高齢者福祉課課長補佐 寺本 真由美
出雲市健康福祉部高齢者福祉課主任 石橋 加代

【概要】

《事業目的等》

介護する側も介護される側も65歳以上という「老老介護世帯」や、重度の要介護状態にある一人暮らしの高齢者の日常生活の支援及び介護負担の軽減を図ることを目的に、平成22年10月から事業を開始した。

本事業は、対象世帯に「出雲市老老介護生活支援サービス利用券」を給付し、そのサービス利用券を利用していただくことにより、介護する側の高齢者の介護負担を減らすとともに、介護される側にとっても住み慣れた自宅での生活を継続してもらうこととしている。

《給付対象》

給付対象は、「世帯員全員が65歳以上である」、「世帯員に要介護1以上の人がいる」、「住民税非課税世帯である」の3つの要件すべてに該当する世帯としている。平成30年7月からは、要介護要件をそれまでの要介護3から要介護1に拡大している。

《給付内容》

事業年度は7月から翌年6月分までとしており、生活支援サービス利用券（以下、「サービス券」という）の給付については、1ヶ月あたり500円×6枚の3,000円、1年分あたりで500円×6枚×12ヶ月の72枚、36,000円を一括で支給する内容となっている。

《サービス券の支給方法》

サービス券の支給に当たっては、継続受給者は毎年7月に通常の当初一括処理を行い、新規資格取得者等は2ヶ月に1回の随時処理を行なうこととしている。随時処理の手順は下記のとおり。

① 2ヶ月に1回、奇数月に該当となりそうな世帯へ申請書等を送付

↓

② 申請された場合は、要件に合致するか確認した後、老老介護用のシステムで申請受付・審査、通知書・サービス券を発行

↓

③ サービス券を簡易書留で郵送

《サービス内容》

サービス内容については、介護保険対象外のサービスとしており、内容は「家事に関する支援」、「家屋等の小修繕」、「通院や買い物の付き添い」等としている。

《事業者指定》

事業者の選定については、指定期間を最長3年とし、主な要件は「市内に事業所等（個人の場合は住所）を置いていること」、「市税の滞納がないこと」、「提供しようと思うサービスについて1年以上サービス提供実績があること」としている。

令和元（2019）年5月1日現在の指定業者は27事業者で、平成30（2018）年11月から令和3（2021）年10月までの指定期間となっている。

《予算措置》

介護保険特別会計において予算措置をしており、財源構成は保険者機能強化推進交付金、第1号保険料となっている。

事業費については、平成28年決算は3,331千円、平成29年度決算は2,937千円、要介護要件を拡大した平成30年度決算見込みでは8,013千円、平成31年度予算は18,760千円となっている。

《利用券の使用状況》

利用券の使用状況実績の直近3カ年分については、平成28年度は交付世帯205、交付枚数13,278、利用枚数5,143、利用率38.7%、平成29年度は交付世帯173、交付枚数11,514、利用枚数4,403、利用率38.2%、平成30年度は交付世帯566、交付枚数40,248、利用枚数10,488、利用率26.0%となっている。

利用数の多い主な分類については、「屋内修繕（障子や襖の張り替え・建具や屋内の小修繕等の屋内修繕等）」、「庭木の管理（剪定等）」、「除草」となっている。



【主な質疑】

Q このサービスは、適用される住民の方に対して全員に通知をするのか。また、

どのくらいの方がサービスの申請をしているのか。

A サービスの対象世帯にはすべて通知している。平成30年度当初の対象は757世帯となっており、そのうち申請されたのは489世帯である。

Q 事業者が提供するサービスは、サービスの分類ごとに料金が一律になっているのか。

A 料金は各事業者がそれぞれ任意で設定しているので、一律にはなっていない。利用者が金額と内容、自分の家からの距離などを踏まえて、選ぶこととなる。

Q 事業費の予算・決算、利用券の使用状況については、平成29年度から平成30年度にかけてぐんと増えている。平成30年度で交付対象が拡大されたということだが、その割に利用率が減っているがその要因は何か。また、サービスを利用しない方に、利用の有無について確認をしているか。

A 平成30年度に要介護度3以上の世帯から要介護度1以上の世帯に対象を拡大した関係で、自分でできるのでサービスを使わない方など、少し元気な方がサービス対象となったことが要因ではないかと思っている。また、利用の有無に関する案内は行っていない。

Q 平成30年度に改正があり、事業に関わる財源の変更があったとのことだが、財政的な影響はどうなったのか。

A 平成30年度は当初、財源は第1号保険料100%を予定していたが、新しく国の保険者機能強化推進交付金が創設されたため、当該交付金を活用できることとなった。

Q このサービスのほか、様々な制度がある中で、住民税非課税世帯が対象になっているものが数多くある。住民税非課税世帯あたりの対象者は多くいるので、この部分の対象範囲の解釈はどう考えているのか。

A 少し所得が増えることによって課税者になったりするなど、そのような方は結構多いが、財源もふんだんにある訳ではないので、どこで線を引くかといったら住民税非課税世帯しかないのではないかと考えたものである。

【委員の所感】

- ・ 事業所・学校・行政機関、それぞれが主体となった取り組みと関係主体の連携による取り組みの推進がなされていることが強みと感じました。何より市内に医療福祉専門学校があることは強みです。「3Kの職場」というイメージで語られることもあるが、交流して課題・対応策を話す場があり、そして発信していく中で業界全体のイメージアップに繋がり、いい方に回ってきているようです。それぞれの取り組みに事業費を計上している行政の姿勢が成果へ導く力になっていると感じました。自治体の努力で頑張っているが、介護報酬等の改善なしでは安定した方向は大変です。
- ・ 介護サービスで使用できる枠が狭く使いにくいという声があるが、この「老老介護生活支援サービス」は様々な利用ができ、便利です。新しい交付金を活用

しているということですが、ずっと続けてほしいです。

- ・ 少子高齢化の時代を迎え、いち早くその対応を図るために、医療機関や介護事業所の連携を進めると共に、介護人材確保のため、行政が関連する専門学校を初めとし、小・中・高等学校の職場体験の講義などを推し進め、地域ぐるみで介護に取り組み、先進的事業をしていたことに大きな興味を持った。地域事情は違っても大いに参考にすべきところが多かった。
- ・ 出雲市では今後の介護人材の確保・定着について、介護事業者や医療機関、学校などからなるプロジェクト会議を開き、その課題と対応策について検討している。例えば、介護業界全体のイメージアップに向けて、事業所独自に作成が進められているホームページについて、掲載内容などを改善し、利用者だけでなく就職を検討する人や学生などにとっても、わかりやすい情報発信を行っている。また、介護事業者と学校との連携によるオープンスクールを実施し、生徒だけでなくその保護者も対象とすることで、保護者の介護分野に対する理解を深めることもしており、むつ市においても参考にすべきことは多々あると思う。
- ・ 要介護認定者は、2025年には現在の1.2倍に増えることが確実視されており、職員の採用と定着は急務である。離職者では自己都合による離職がほとんどを占めており、自己都合による離職者のうち、正規社員では33.3%、非正規社員では51.0%が1年未満に離職していることに、介護職の大きな課題がある。
- ・ 老老介護生活支援事業は、趣旨としては結構であるが、利用率が低い。使い勝手が悪いのか、周知されていない等が考えられる。
- ・ 魅力的な職場づくりにはリーダーの理解が必須であり、行政がしっかりと関わることで全体的に質の向上となり、チェック機能も働くと思います。
- ・ 老老介護生活支援事業のサービス券の支給はとてもよい制度だと思いました。むつ市でも老老介護が増える中、負担軽減を図る上でぜひ取り入れた方がよいと思いました。
- ・ 介護人材確保は至難の業であるが、出雲市には140以上の事業所、施設があるとのことで、まず介護事業所の数の多さに驚かされた。そして、これらの関係者達が、人材確保に横の連携を密にしていることが説明され、行政と事業者達との協力もスムーズに行われていることに、出雲市の介護に対する並々ならぬ努力と意気込みが感じられた。人口減少による介護人材の確保が難しくなっているのは全国的な課題だが、この確保、定着のプロジェクトを立ち上げ、様々な問題点を議論しているという。むつ市でも事業所単独の経営だけに任せず、行政が中に入り、横の繋がりをもっと重視し、被介護者のためのきめ細かな対策が取れないものかと感じた。また、被介護者が2025年まで増え続けることを考えた施策に知恵を絞り、あらゆることを考え、それを展開している。介護の専門学校があるのも強みだが、出雲市だけでなく、介護人材の確保はこれからどこでもますます難しくなっていくのではないかと。事業所が多くても、行政が中に入り込み、

助言していく体制の構築の必要性を感じ、意義ある視察だったと思う。

- ・ 要介護1から支援サービスを受けられる制度だが、これを受けるには自発的に行政に申請しなければならない仕組みであるため、本人が当事者になれるかどうかの判断が必要で、このため利用状況は低調とのこと。この制度は、受理されればサービス券がもらえる仕組みだが、老老介護の利用範囲は通常介護にとどまらず、屋内の修繕、襖・障子の張り替え、庭木の剪定・手入れ、除草など、あらゆる困りごとに対応している。素晴らしい取り組みだと思いつつ同時に、至れり尽くせりで行政依存が当たり前になり、自分で何もしなくなるようなことにならないか心配になった。また、資金の工面が難題だが、知恵を絞り、市財政を圧迫しないように、国からの補助をうまく利用している。資金は利用されなければ返還しなければならないが、老老介護の企画に対する発想力は大いに評価したい。



◎山口県防府市（5月15日（水））

【市の概要】

一級河川である佐波川が流れる山口県の中央部に位置し、瀬戸内海に浮かぶ向島、佐波島、野島を含む189.37平方キロメートルの市域からなる人口約12万人の、豊かな自然環境と産業の発達が調和した都市である。

防府平野は弥生時代から政治の中心地であり、大化の改新を機に『周防国の国府』が設置されたことが市名のそもそもの由来となっている。また、平安時代に建立された防府天満宮の宮前町として形成された宮市を基に、室町時代に商業中心地として興隆し、近世においては萩藩の財政政策として開かれた塩田による製塩が、最盛期には全国第2位となり、これが産業都市の基礎となった。明治以降は交通・産業の発展が顕著となり、昭和11年8月には防府町・中関町・牟礼村・華城村の合併により、山口県下で6番目に市制施行された。

戦後は広大な塩田跡地を中心に（株）ブリヂストン、マツダ（株）、東海カーボン（株）、協和発酵バイオ（株）等の国内有数の企業の生産拠点が立地され、安定した人口動態を背景に、県内トップクラスの製造品出荷額を誇る産業都市として成長を続けている。



【調査事項】

防府市環境基本計画について

説明者・・・防府市生活環境部生活安全課長 吉 武 伸 幸
防府市生活環境部生活安全課環境政策室長 重 田 英 之
防府市生活環境部生活安全課環境政策室環境政策係長
作 間 裕 子

【概要】

《防府市環境基本計画策定の背景》

昭和30年代以降の高度経済成長が進む中、大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭などの公害が全国規模で重大な社会問題となったが、防府市においても港の水質汚濁、沿岸工業地帯隣接地の大気汚染、悪臭等が大きな問題となった。そこで、昭和46年に「防府市公害対策審議会」を設置、市と工場が公害防止協定を締結し、協力して公害防止対策を推進することとなった。また、昭和49年には公害対策基本法に基づき、防府市・周南市・下松市などの周辺市域について、特に公害が著しい地域であるとして、山口県により「周南地域公害防止計画」が策定され、公害対策事業が推進された。

一方では、市民生活においても大量生産・大量消費のライフスタイルが定着しつつあり、その結果生活排水による水質汚濁、ごみの増大など、都市生活型公害が生じてきた。さらに各種開発に伴い、身近な自然環境の改変・消滅が進んだことから、昭和50年に『自然と調和の取れた環境の創造』を都市づくりの理念とし、明るい豊かな健やかな郷土を未来に継承することを目的として「防府市環境保全条例」が施行された。

その後、平成5年に制定された環境基本法では、それまでの環境基準の達成・維持を重点目標としてきた環境保全行政からの脱却が企図されていることを受け、「防府市環境保全条例」を全部改正、「防府市環境基本計画」を制定することとした。

《防府市環境基本計画の基本事項》

防府市環境基本計画は、防府市環境保全条例第8条の規定により策定され、市の環境保全の最も基本となる計画であり、関係計画との整合を図りながら、防府市総合計画における将来都市像を環境面から実現するためのものである。本計画の対象者は、市民に加え市内事業者と行政を主体とし、市内で「働く・学ぶ・活動する」人や団体も含んでいる。対象の施策分野としては、第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」の基本計画において「分野別計画」で示された13の環境関連施策（「環境保全対策の推進」「循環型社会の形成」「環境衛生の推進」等）としている。また、計画の期間は平成24年（2012年）度から令和3年（2021年）度までの10年間であるが、中間の平成28年（2014年）度に社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえて一部施策の見直しを実施している。

本計画では、各施策が確実に実行・推進されるよう、行政評価を利用した進捗管理を行っており、基本目標に掲げた「目標数値」のほか、各基本施策に定める「満足度指標」及び「進捗管理指標」について、第四次防府市総合計画の終了時期に合わせて実施される市民アンケート、市民・事業者を対象に毎年実施される「環境意識調査」、市で実施する事業評価を利用して数値を把握、計画の進捗状況を評価している。

「環境意識調査」の調査対象となる市民については、住民基本台帳から18歳以上の方1,000人を、事業者については「防府商工会議所名鑑」に掲載されている事業所・集落営農法人から従業員4人以上の300事業所をそれぞれ無作為抽出し、調査票（A4版1枚半程度）を送付している。

計画の進捗状況は、防府市環境保全条例第10条の規定により、環境の状況や環境保全に係る施策の状況について、毎年公表する義務があるため、冊子「防府市の環境」に含めて公表するほか、「防府市環境審議会」への報告を行い、必要な助言・提言を求めた上で、評価結果を事業に反映させ、透明性の確保に努めている。

また、学識経験者や各種団体の代表者、公募市民、行政機関の職員で構成された「防府市環境審議会」、副市長をトップとし各部の長で構成された「防府市環境保全推進委員会」などにより、本計画の着実な推進を図ると共に、市・市民・事業者が協働しながら、それぞれの役割を果たすという仕組みづくりを行っている。

《目標達成の実現に向けた施策の展開》

基本目標として「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を掲げるほか、この基本目標がより具体的に関係者間で共有することを目的として、3つの「目標数値」（①環境基準達成率、②市民満足度、③廃棄物の最終処分量・温室効果ガス排出量）が設定されている。

①環境基準達成率（最終年度目標数値：100%）

- ・科学的判断の指標
- ・環境基本法に基づき国が定める「環境基準」の達成率

②市民満足度（最終年度目標数値：80%以上）

- ・ 感覚的判断の指標
- ・ 市民アンケートで“豊かで美しい自然が身近にある”と思う市民の割合

③廃棄物の最終処分量・温室効果ガス排出量

- ・ 良好な環境を将来世代に引き継ぐための環境負荷低減・持続可能性に関する指標
- ・ 各年度における廃棄物排出量・二酸化炭素排出量

また、本計画では、基本目標に沿って次の3つの方針の柱を設定している。

①環境への負荷が少ないまちづくり

→ 日常生活や事業活動のあり方を見直すことを目指す

②良好な環境を創造するまちづくり

→ 持続可能な地域の発展のため自然環境を保全・再生し、自然を活かす産業を育むことを目指す

③みんなで考えみんなが築くまちづくり

→ 全員が共通の認識に立ち、自主的・積極的に環境の保全に取り組むことを目指す

3つのそれぞれの柱については、テーマに応じて分野別の15の基本施策に枝分かれし、施策ごとに「現状と課題」「取組の方針」「取組内容（市民・事業者・市）」「満足度指標」「進捗管理指標」「総合計画における関連施策」「関係計画」が整理された形で構成されている。

また、環境の保全には多様な課題があり、総合的に解決される必要があることから、個々の基本施策を推進していく上で特に意識すべき視点を示し、縦割りで取組が進められることを目指し、下記の3つの横断的な視点が設定されている。

横断的視点1 環境保全対策の充実

→ 環境保全に向けた取組が自主的・継続的に行われることを意識する

横断的視点2 地球温暖化対策の推進

→ 低炭素社会の構築に向け、化石燃料消費量の低減・二酸化炭素を吸収する森林の保全を意識する

横断的視点3 自然保護対策の推進

→ 生物多様性の保全・森里川海の豊かな恵みの持続可能な利用を意識する

《「中間年度・見直し」の概要》

10年間の計画期間において、進捗状況は毎年確認しているほか、社会状況の変化や進捗状況、上位計画の第四次防府市総合計画の見直し等を踏まえ、中間年度である平成28年（2016年）度に見直しを行っている。「基本部分を変更せず、目標数値

の見直しや加筆修正を行う」という方針の下、基本目標が市民・事業者・行政において確実に共有されるよう、『市民満足度』『廃棄物の最終処分量』の目標数値の見直しを行った。また、15の基本施策における「現状と課題」「取組内容（市民・事業者・市）」の加筆修正、「満足度指標」「進捗管理指標」の現状数値の追記や目標値の見直しも実施した。

見直しの具体例

- ①新しいごみ処理施設の稼働やごみの新たな分別区分による収集を開始
→ 基本目標・取組項目への追記、目標数値の修正、進捗管理指標の見直し
- ②平成24年度以降、指標の進捗が予想以上に進んでいた
→ 進捗管理指標の進捗確認年度の数値を上方修正
- ③社会状況の変化 → 進捗管理指標の進捗確認年度の数値を下方修正
- ④上位計画である第四次防府市総合計画の目標数値の変更
→ 進捗管理指標の進捗確認年度の数値を連動して修正

《今後の課題》

中間年度の見直し後、閣議決定された国の「第5次環境基本計画」や「山口県環境基本計画」との整合性が重要である。国の環境基本計画において、第5次から分野横断的な6つの重点戦略が示されたため、この考え方を踏まえて、どのようにアプローチするかを考えていく必要があり、所管の壁をどう乗り越えて対応するかを今後全庁的に考えなければならない。



【主な質疑】

- Q 市民・事業者等への周知、関心を高める方策について
- A ホームページでの公開、公民館等の閲覧コーナーへの設置等で周知を図っている。
- Q 小中学校の授業等への活用について
- A 小学校6年生を対象とした環境に関する副読本「こども環境白書 ～ほうふ版～」を配布し、授業で活用している。
- Q 中間年度における見直しの際に実施されたアンケート「環境意識調査」の有効

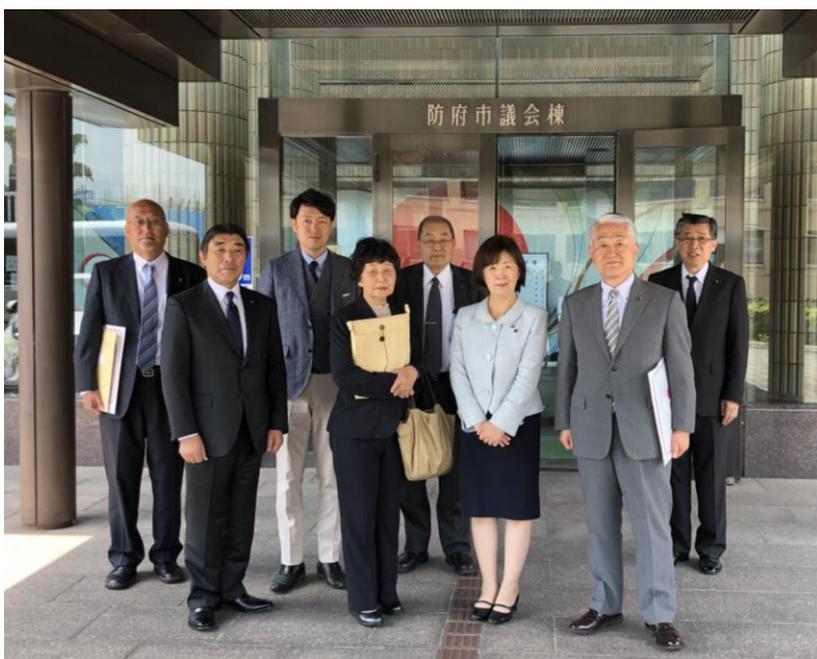
- 回答率が50%を切っていることについて、市としてどのように考えているか
- A 環境基本計画の周知を図りつつ、環境への意識啓発を推進するため、環境省が提唱する地球温暖化対策に関する国民運動である「COOL CHOICE（クールチョイス）」も活用しながら、市内で開催されるイベント等、身近なところから環境問題を意識する取り組みを続けていきたい。
- Q 工場等にも目標値等が設定され、進捗状況をチェックしているのか
- A 一定規模の事業者とは紳士協定の一種である「環境保全協定に基づく細目協定」を締結し、自主規制として掲げた数値目標について、測定や市への報告を要請している。
- Q 市の人口はほぼ横ばいではあるが、今後の高齢化の進展によって、ごみの分別が難しい世帯が増える可能性があるが、その対策について
- A 現在でも「高齢者等ふれあい戸別収集制度」による高齢者等の世帯を対象とした戸別収集を実施している。
- Q 公共交通や地産地消についても数値目標を設定しているのか
- A 公共交通については項目「多様な交通手段の確保」において、満足度指標である「通勤や通学、買い物のための公共交通機関が整っている」、進捗管理指標である「路線バス利用者数」などの数値目標がある。
- また、項目「地産地消の推進」において、満足度指標である「地域の特性をいかした農産物が生産され、身近な場所で購入することができる」、進捗管理指標である「積極的に地元産の食材を購入している」などの数値目標がある。

【委員の所感】

- ・ 「環境基本計画」を策定し、数値目標を掲げ、調査、公表、事業に反映させる等まで行っている自治体は多くないのではと思います。このような計画を作るに至った背景を知りたいと思いましたが、かつて「大規模な産業型公害があった」という歴史をもつ地域だったということで胸に落ちました。そのことが「環境への負荷が少ないまちづくり」という方針に繋がったのでしょうか。また、この地は田畑のほかに入浜式塩田が大規模に築かれていたといえます。その自然環境は疲弊している、持続可能な地域の発展のため、自然を生かす産業を育むとして、「良好な環境を創造するまちづくり」を2つ目の方針に掲げています。3つ目は市民が主役の地域づくりを目指し、一人一人が環境問題を正しく理解することは欠かせないということで、「みんなで考えみんなが築くまちづくり」の方針を掲げています。計画の進捗状況を評価する方法として、市民アンケートを用いていることにも繋がっているのかもしれませんが。過去の地域の歴史から学んで、この計画が策定されていることは素晴らしいと感じました。
- ・ まず、ここ10年間で人口の減少がないことに驚いた。都市構造やまちの生い立ちは違うが、企業誘致による工業都市化の要因があって、環境に対応し、公害のない地域づくりのため、環境基本計画を策定したことを知った。長年にわた

り行政・地域・企業間で環境問題に取り組み、今後においても新たな課題を踏まえ本計画を改訂している点など、努力の姿勢が見えた。

- ・ 防府市においては、環境基本計画の策定の基礎資料とするため、また各施策に対する市民や事業者の環境に対する意識（現状認識及び行動）を把握し、基本計画の見直しに反映させるため、平成23年度と27年度に市民（18歳以上の1,000人）と、事業者（従業員4人以上の市内の300事業所）を対象に、環境意識調査を実施している。しかし、平成27年度は市民で46.1%、事業者は53.7%と低い有効回答率となっている。果たしてこのような大きな計画の見直しにあたり、この回答率でいいのかどうか、疑問に思う。むつ市においても、各種アンケート調査やパブリックコメントを実施しているが、回答率が低い場合やコメント数が少なかった場合には、調査を実施したという結果だけではなく、その対処方法について検討が必要ではないかと思う。
- ・ 平成18年度に制定した防府市環境保全条例に基づき、防府市環境基本計画を策定し、環境保全への取り組みを推進している。環境基本計画では、基本目標に対し数値目標を設定しているほか、各基本施策において満足度指標及び進捗管理指標を設定するなど、計画の進捗状況の評価を行っている等、先進的な施策に取り組んでいる。
- ・ 防府市は戦前より三田尻港周辺に、紡績を初め多様な企業誘致で臨海工業地帯を形成している。産業の隆盛による水質汚濁が市民生活に及ぶ影響が懸念される場所ですが、環境基本計画の策定により施策が実行されています。
- ・ 防府市は工業地帯の中にあり、いち早く環境基本計画を策定していました。むつ市においても、郷土の継承のために計画を策定すべきかなと思いました。
- ・ 人口減少が続いている他地域と違って、防府市は臨海工業地帯で、38社の誘致企業と地元企業による雇用が確保され、さらに新たな産業育成にも力を入れているとのこと。このことから人口の流出も少なく、この数年、市の人口が11万5千人と横ばいで、最近では増加傾向にあり、驚きとうらやましさを覚えた。雇用の場が不足で、卒業生達の多くは地元を出て行き、人口減少が急激に進むむつ市のような心配が全くなく、企業誘致の恩恵を一身に受け



ている。しかし、企業が存在すれば公害が発生するのは自明の理で、このことは我が国の産業発展の歴史から明白である。このことを念頭に、防府市ではいち早く企業、市民、行政と連携して環境基本計画の立ち上げまでこぎつけている。企業はこの環境基本計画に則って、自主的に公害対策を講じ、行政の義務づけがなくても率先してその取り組みを報告しているとのこと。故に罰則規定もなく環境基準はクリアされ、安全安心が守られていることに、行政対応の適切さがにじみ出ていることを感じた。条例制定で市全体を監視し、緑化対策や水辺の再生などにも配慮し、市民の安全安心を守り、市内の環境悪化を防ぐための対策を講じるという、並々ならぬ行政の意気込みが感じられた。

上記のとおり視察報告いたします。

令和元年6月28日

むつ市議会議長 白井二郎様

民生福祉常任委員会

委員長 鎌田ちよ子